

認定日本語教育機関に関し必要な事項を定める件（案）

（校地を自己所有と同等と認める場合）

第一条 認定日本語教育機関認定基準（以下「認定基準」という。）第十二条第二項の校地を文部科学大臣が自己所有であり、かつ、負担付きでないものと同等と認める場合は、次のいずれかに該当する場合とする。

一 校地（認定日本語教育機関（日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和五年法律第四十一号。以下「法」という。）第三条第一項に規定する認定日本語教育機関をいう。以下同じ。）の設置者の自己所有に属する部分を除く。）が国又は地方公共団体の所有に属するものであって法令により譲渡が禁止されている場合その他譲渡できない特別な事情が認められる場合であって、認定日本語教育機関の設置者（当該校地の上の建物を校舎として使用する場合であって、校舎の所有者が校地の所有者と異なるときは、校舎の所有者。次号において同じ。）が、法第二条第一項の認定を受けた後最初の当該認定日本語教育機関が設置する日本語教育課程の修業期間の始期以降二十年以上にわたり使用できる保証のある賃借権又は地上権を有しており、かつ、当該校地を使用して当該認定日本語教育機関を運営することに支障がないことが確実であると認められるとき。

二 校地の面積の半分以上が認定日本語教育機関の設置者の自己所有に属するものであり、かつ、その他の部分の校地について、認定日本語教育機関の設置者が、法第二条第一項の認定を受けた後最初の当該認定日本語教育機関が設置する日本語教育課程の修業期間の始期以降二十年以上にわたり使用できる保証のある賃借権又は地上権を有しており、かつ、当該校地を使用して当該認定日本語教育機関を運営することに支障がないことが確実であると認められるとき。

三 専修学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二百二十四条に規定する専修学校をいう。以下この条及び次条において同じ。）又は各種学校（同法第百三十四条第一項に規定する各種学校をいう。以下この条及び次条において同じ。）の設置者が、当該専修学校又は各種学校について法第二条第一項の認定を受けようとするとき。

四 認定日本語教育機関の設置者が、法第二条第三項第一号イに掲げるもの又は教育機関（学校教育法第一条に規定する学校、専修学校若しくは各種学校又は設備及び編制に関してこれらに準ずる機関をいう。次条第四号において同じ。）を十年以上継続して運営する者である場合で、前三号に掲げる場合と同程度に、当該認定日本語教育機関を運営することに支障がないと認められるとき。

（校舎を自己所有と同等と認める場合）

第二条 認定基準第十三条第四項の校舎を文部科学大臣が自己所有であり、かつ、負担付きでないものと同等と認める場合は、次のいずれかに該当する場合とする。

一 校舎（認定日本語教育機関の設置者の自己所有に属する部分を除く。）が国又は地方公共団体の所有に属するものであって法令により譲渡が禁止され

ている場合その他譲渡できない特別な事情が認められる場合であって、認定日本語教育機関の設置者が、法第二条第一項の認定を受けた後最初の当該認定日本語教育機関が設置する日本語教育課程の修業期間の始期以降二十年以上にわたり使用できる保証のある賃借権を有しており、かつ、当該校舎を使用して当該認定日本語教育機関を運営することに支障がないことが確実であると認められるとき。

二 校舎の床面積の半分以上が認定日本語教育機関の設置者の自己所有に属するものであり、かつ、その他の部分の校舎について、認定日本語教育機関の設置者が、法第二条第一項の認定を受けた後最初の当該認定日本語教育機関が設置する日本語教育課程の修業期間の始期以降二十年以上にわたり使用できる保証のある賃借権を有しており、かつ、当該校舎を使用して当該認定日本語教育機関を運営することに支障がないことが確実であると認められるとき。

三 専修学校又は各種学校の設置者が、当該専修学校又は各種学校について法第二条第一項の認定を受けようとするとき。

四 認定日本語教育機関の設置者が、法第二条第三項第一号イに掲げるもの又は教育機関を十年以上継続して運営する者である場合において、前三号に掲げる場合と同程度に、当該認定日本語教育機関を運営することに支障がないと認められるとき。

(留学のための課程の修業期間に係る特別の事情)

第三条 認定基準第十七条第一項に規定する特別の事情は、次のいずれにも該当する日本語教育課程を設置する場合とする。

一 一以上の高度に自立して日本語を理解し、使用することができる水準以上の能力を習得させることを目標とした修業期間一年以上の日本語教育課程を設置する認定日本語教育機関が設置する課程であること。

二 高度に自立して日本語を理解し、使用することができる水準以上の能力を習得させることを目標とする課程であること。

三 生徒が我が国に適正に在留し、学習を継続するために必要な支援を行うための体制が適切であると認められる認定日本語教育機関が設置する課程であること。

(授業の方法)

第四条 認定基準第二十五条第二項の規定により認定日本語教育機関が履修させることができる授業は、次のいずれにも該当するものとする。

一 通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもの

二 同時かつ双方向に行われるもの

三 認定日本語教育機関において、対面授業に相当する教育効果を有すると認めたもの

2 認定基準第二十五条第四項の規定により認定日本語教育機関が校舎以外の場所で授業を恒常的に履修させる場合には、次に掲げる要件のすべてに適合しなければならない。

一 当該授業を履修させる校舎以外の場所が、認定基準第十四条に規定する教室の要件を満たしていること。

- 二 連携する他の者との間で、次の事項を定めた協定を締結すること。
 - イ 日本語教育課程の編成、法第三条第一項の規定による情報の公表、法第八条第一項の規定による点検及び評価その他の日本語教育の実施に関する連携に関する事項
 - ロ 事故、災害等が発生した場合の対応に関する事項
 - ハ 使用する施設及び設備に関する事項
 - ニ その他認定日本語教育機関の設置者及び連携する他の者が必要と認める事項
 - 三 授業を認定基準第二十五条第二項に規定する方法により履修させる場合には、当該授業を履修させる校舎以外の場所に補助者を配置し、かつ、視聴覚機器その他の設備を備えること。
- 附 則
- この告示は、令和六年四月一日から施行する。